

家屋を新增築・取り壊した人は ご連絡を

問い合わせ 税務課
(☎内線 1181)



固定資産税は、毎年1月1日に土地・家屋・償却資産を所有している人に課税されます。課税対象の状況をよりの確に把握し、適正な課税を行うために、次に該当するときは税務課までご連絡ください。



該当しているかチェック

- ▶土地の用途を変更したとき
- ▶家屋を新增築、または取り壊したとき
- ▶登記していない家屋の所有者が変更になったとき
- ▶店舗や事務所として使用していた家屋を住居用に変更した場合、または住居用として使用していた家屋を店舗や事務所に変更したとき（住宅用地は一定の条件を満たすと税額の特例があります）

住宅用地に対する課税標準の特例措置

住宅の用に供する土地（住宅用地）は、その税負担を特に軽減する必要から、面積に応じて特例措置が適用されます。（ただし、家屋の床面積の10倍の面積が限度となります）

税目	小規模住宅用地 ^{*1}	一般住宅用地 ^{*2}
固定資産税	特例率 1/6	特例率 1/3
都市計画税	特例率 1/3	特例率 2/3

- ※1 住宅1戸当たり200平方メートルまで
- ※2 小規模住宅用地を超える部分

固定資産税減免制度（家屋）

※いずれの減免制度も、以下の全ての条件を満たしている場合のみ、対象となります。

新築住宅	住宅耐震改修	バリアフリー改修	省エネ改修
3年から7年の一定期間減額。	120平方メートルまで翌年度分に限り2分の1に減額。	100平方メートルまで翌年度分に限り3分の2に減額。	120平方メートルまで翌年度分に限り3分の2に減額。
対象 ▶新築の住宅 ▶住居として用いられている部分。床面積などの要件を満たす場合のみ。	対象 ▶昭和57年1月1日以前から所在する住宅 ▶改修費用が50万円を超える改修工事	対象 ▶平成21年1月1日以前に建築された住宅（貸家住宅を除く） ▶65歳以上の人、要介護・要支援認定者、障害のある人が居住する住宅 ▶平成28年4月1日～令和4年3月31日に補助金を除いた自己負担額が50万円を超える改修工事	対象 ▶平成20年1月1日以前から所在する住宅 ▶補助金を除いた自己負担額が50万円を超える省エネ改修工事

※いずれの減額制度も、減額の対象は固定資産税のみで、都市計画税の減額はありせん。

※いずれの減額制度も、適用を受けられるのは1戸につき1回のみです。

※耐震改修工事による減額は、他の減額制度との併用はできません。バリアフリー改修工事の減額と省エネ改修工事の減額は併用して適用が受けられます。

新型コロナウイルスの影響による 固定資産税・都市計画税の軽減について

問い合わせ 税務課
(☎内線 1182)



中小事業者が新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月の事業収入が前年同期に比べて30%以上減少した場合は、令和3年度に限り、固定資産税・都市計画税の課税標準額がゼロまたは2分の1に軽減されます。

対象者

市内に償却資産または事業用家屋を所有している事業者のうち下記のどちらかに該当するもの

- ▶常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
- ▶資本金または出資金の額が1億円以下の法人および資本または出資を有しない法人のうち従業員が1,000人以下の法人（大企業の子会社を除く）

設備などの償却資産・事業用家屋 に対する固定資産税

事業用家屋に対する都市計画税

※令和2年度分については適用されません。
※土地や住宅用の家屋は対象とはなりません。
※軽減措置を受ける場合は、必要書類を添付した上で申請をする必要があります。

◎詳しい内容は市ホームページを確認するか、税務課までお問い合わせください。

事業用償却資産の 申告について

事業用の償却資産を所有している人は、令和3年1月1日現在の資産状況を申告してください。償却資産の主な種類など、市ホームページで確認できます。



受付期間
1月4日(月)
～22日(金)

申告書には、マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載が必要です

受付期間 令和3年1月4日(月)～22日(金)（土・日曜日・祝日を除く）
※法定の提出期限は2月1日(月)ですが、事務処理の都合上、1月22日(金)までに申告してください。ご協力をお願いします。

申告方法 ▼令和2年度の申告をした人
市から送付される申告書に令和2年1月2日から令和3年1月1日までの増加・減少資産を加除してください（増減のない人も必ず申告してください）。
新たに申告する人
税務課に必要な書類がありますので、ご連絡ください。



問い合わせ 税務課
(☎内線 1182)

eLTAXを利用した 市税の電子申告ができます



インターネットで、電子的に手続きできます。

- ▶法人市民税 法人の設立、設置届・異動届
- ▶固定資産税 事業用償却資産の申告
- ▶個人住民税 特別徴収義務者の所在地、名称変更届出

※詳しい内容や手続きについては、eLTAX ホームページをご覧ください。

問い合わせ

eLTAX ヘルプデスク (☎ 0570-081459)
※つながらない場合 (☎ 03-5521-0019)

確定申告に便利な ID・パスワードの取得を



事前にID・パスワードを取得すると、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、パソコンやスマートフォンで、確定申告ができます。（5分程度で取得できます）

持参する物

本人確認できる書類
（運転免許証など）

取得場所・問い合わせ

富岡税務署 (☎ 63-2235)
※自動音声案内で2番を選択

